平成２０年（フ）第６０７号
香川県高松市川島東町500番地２細谷マンション502号室、申立時の住所香川県高松市古新町１番地８
債務者　柿本　美幸（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７４号
香川県高松市塩江町安原上東238番地
債務者　藤澤　輝子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４４０号
香川県高松市錦町１丁目21番22アルファステイツ高松駅前605号
債務者　堀岡　恵美（旧姓寺下）
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４４１号
香川県高松市牟礼町牟礼140番地県住11―101
債務者　田淵　俊和
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４６１号
香川県高松市瓦町１丁目13番地11　ビルド四季401号室
債務者　橋本　法文
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４７４号
香川県高松市寺井町247番地市営住宅寺井町団地Ｃ棟309号
債務者　谷原　共栄（旧姓佐立）
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８２０号
大阪府貝塚市地藏堂169番地６
債務者　ｅｃｏｐｏｃｏこと　池田　政仁
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０２２号
大阪府和泉市観音寺町876番地の３
債務者　味谷　　隆
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４２４号
佐賀県佐賀市高木瀬西３丁目３番424号
債務者　百崎　千恵
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５６号
長崎県長崎市東町1682番地13
債務者　川原　　実
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５７号
長崎県長崎市東町1682番地13
債務者　川原　典子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９６号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷118番地―301号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷2352番地１
債務者　羽佐古朋行
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５４号
仙台市若林区卸町１丁目６番地の10、従前の住所仙台市太白区南大野田６番地の１　チサンマンション富沢駅前102
債務者　氏家　信子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９１号
仙台市太白区泉崎１丁目16番31号　クリエイト16―202、申立時の住所仙台市太白区長町１丁目６番８号　第２佐熊アパート202
債務者　大場　早苗
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２８号
仙台市若林区連坊１丁目１番58号　けやき荘203
債務者　近江真理愛
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３７号
水戸市吉沢町293―４　ＦＶハイツ102、住民票上の住所仙台市太白区上野山１丁目10番12号
債務者　高倉　忠正
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３８号
仙台市太白区上野山１丁目10番12号
債務者　高倉　京子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係